

公益財団法人 東京都農林水産振興財団

平成30年度 第9回理事会議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた日

平成31年3月29日（金曜日）

2 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者

理事長 影山竹夫

3 議事録の作成に係る職務を行った者

理事長 影山竹夫

4 役員数

理事 8名

監事 2名

5 理事会の決議の目的である事項

第1号議案 重要な使用人の選任及び解任について

平成31年3月31日付けで重要な使用人である現事務局長 山宮永稔 が東京都からの派遣を解除され、新たに平成31年4月1日付けで 若林和彦 が東京都から派遣されることとなったため、定款第40条第2項第3号の規定により、重要な使用人（事務局長）を以下のとおり選任及び解任する。

- ・重要な使用人として 若林和彦 を選任すること。

（平成31年4月1日より就任）

- ・重要な使用人である 山宮永稔 を解任すること。

（平成31年3月31日まで就任）

6 概要

平成31年3月26日、理事長 影山竹夫 が理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記内容の提案書を発し、当該提案につき、平成31年3月29日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得たので、定款第46条の決議の省略の方法により、当該提案を可決承認する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするために、本事項を議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

平成31年3月29日

理事長 影山竹夫